平成２７年（フ）第２１号
札幌市白石区菊水５条２丁目２番15号
債務者　齊藤　　綾
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２３号
札幌市白石区本通10丁目南10番５号　マルトミビル502号
債務者　工藤　緑仙
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２９号
札幌市南区真駒内柏丘５丁目８番18号
債務者　千葉　由美（旧姓落合）
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４９号
札幌市北区北33条西11丁目４番10―102号
債務者　木村ひとみ
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５９号
札幌市豊平区豊平１条７丁目２番24号　菊水グリーンハイツ105号
債務者　内田　早紀（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９１号
札幌市中央区南14条西18丁目４番27―103号
債務者　久保　尚子
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９８号
札幌市西区八軒10条西２丁目２番22号　サニーコーポ１号
債務者　狩野　恭子
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２２号
札幌市清田区平岡４条３丁目12番７号
債務者　朴　　明美
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２８号
札幌市豊平区平岸４条14丁目２番３号　パサージュ南平岸601号
債務者　高橋　瑞穂（旧姓大貫）
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３５号
札幌市白石区菊水３条５丁目４番20―204号
債務者　中村あづさ
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３７０号
群馬県前橋市西片貝町３丁目89番地１
債務者　堀越　三郎
1　決定年月日時　平成27年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１３号
群馬県前橋市小相木町287番地　ジョアンナマンション306号
債務者　田代　博則
1　決定年月日時　平成27年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１４号
群馬県前橋市元総社町２丁目30番地３
債務者　中村　春男
1　決定年月日時　平成27年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３１号
埼玉県東松山市日吉町９番９号　タウンブレイブ201号室、旧住所埼玉県東松山市大字野田1180番地１
債務者　西川めぐみ
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第５８号
京都府長岡京市長岡１丁目23番３号
債務者　山田　広行
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９３号
京都府城陽市長池北清水100番地の35
債務者　西山　明奈
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１１４号
京都市山科区勧修寺閑林寺61番地18　第一ニタ荘５号室
債務者　井上　卓夫
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１１５号
京都府長岡京市馬場井料田１番地２　セゾン日下部
債務者　中見　　誠
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係